

徳島県告示第459号の3

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和8年9月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理 番号	路線名	区 間
主要地方道	22	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り8番43地先から 同 五反畑13番1地先まで
主要地方道	28	阿南小松島	小松島市立江町字中ノ坪278番地地先から 同 261番1地先まで

2 指定する期日

令和8年9月1日

3 通行方法

一の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上かつ縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上かつ縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。